3　法第十五条第三号の政令で定める事情は、特別支援学校の小学部又は中学部について、当該学校に対する学校教育法第七十四条の要請の状況並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、同号に規定する特別の指導が行われる学校及び当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条又は第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

---

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

**政令第百六号**

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十二号を第百十三号とし、第十号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　（二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS）―二―［（二S）―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル］―三―メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキサコサヒドロ―一一・一五：一八・二一：二四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五―メタノ―九H・一五H―フロ［三・二―i］フロ［二′・三′：五・六］ピラノ［四・三―b］［一・四］ジオキサシクロペンタコシン―五（四H）―オン（別名エリブリン）、その塩類及びそれらの製剤

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

# 省　令

**○文部科学省令第十五号**

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第三項ただし書の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

文部科学大臣　髙木　義明

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十」の下に「（小学校の第一学年にあつては三十五）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

# 告　示

**○金融庁告示第四十六号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第一項の規定により特別金融商品取引業者の親会社を指定したので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

| 指定親会社の商号又は名称 | 本店又は主たる事務所の所在地 | 対象特別金融商品取引業者の商号 |
|---|---|---|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社 |
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 野村證券株式会社 |

**○金融庁告示第四十七号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条各号を次のように改める。

一　ＩＣＡＰ東短証券株式会社
二　あおぞら証券株式会社
三　アムンディ・ジャパン証券株式会社
四　ｅワラント証券株式会社
五　ＳＭＢＣフレンド証券株式会社
六　株式会社ＳＢＩ証券
七　ＳＢＩジャパンネクスト証券株式会社
八　エンサイドットコム証券株式会社
九　岡三オンライン証券株式会社
十　岡三証券株式会社
十一　カブドットコム証券株式会社
十二　ジェイ・ボンド東短証券株式会社
十三　しんきん証券株式会社
十四　新生証券株式会社
十五　セントラル短資証券株式会社
十六　ソニーバンク証券株式会社
十七　大和証券株式会社
十八　チャイエックス・ジャパン株式会社
十九　東海東京証券株式会社
二十　ナティクシス日本証券準備株式会社
二十一　ニューエッジ・ジャパン証券株式会社
二十二　ＢＮＰパリバ証券準備株式会社
二十三　ブルームバーク・トレードブック・ジャパン証券株式会社
二十四　松井証券株式会社